

政府が示す資格確認方法（2024年2月現在）

1	今の健康保険証	2024年12月に廃止予定 最長1年間は有効とする経過措置
2	マイナ保険証	発行中
3	マイナ保険証 (暗証番号無し・顔認証限定)	2023年12月15日から各自治体で受付開始。 通常のマイナンバーカードと外見はほぼ同じ カード追記欄に「顔認証」と記載
4	マイナ保険証 (2026年以降ver.)	性別など券面記載事項の変更あり。
5	資格確認書 (カード型／ハガキ型)	(当面の間) マイナンバーカードを持たない者に交付。 原則申請しないと交付されない。有効期限1年
6	資格情報のお知らせ (A4紙)	マイナ保険証所持者、新規加入者に交付 マイナ保険証と一体で携帯・使用 オンライン資格確認未導入医療機関の他で使用
7	資格情報のお知らせ (スマホ版)	
8	被保険者資格申立書	マイナ保険証で資格確認ができない場合に 患者に資格情報や自己負担割合を申告してもらう

2024年3月21日 参議院地方創生及びデジタル社会の形成等に関する特別委員会

日本共産党 伊藤 岳 資料

①

出典:埼玉保険医新聞2024年3月5日付けを基に伊藤岳事務所作成

マイナ保険証利用促進のための医療機関等への支援について

- 医療現場において、カードリーダーの操作に慣れない患者への説明など、マイナ保険証の利用勧奨に取り組んでいただくことで、マイナ保険証の利用促進を図る。そのインセンティブとなるよう、初診・再診等におけるマイナ保険証の利用率の増加に応じて、医療機関等に利用件数分の支援をする。

1. 医療機関等におけるマイナ保険証利用促進のための支援（案）

- ・概要：マイナ保険証の利用率（初診・再診・調剤）が一定以上増加した医療機関等に対して、増加率に応じて段階的に利用件数分の支援
- ・取組期間：2024（R6）年1月～11月（前半：2024（R6）年1～5月、後半：2024（R6）年6～11月）
- ・支援内容：マイナ保険証利用件数が少ない医療機関の底上げが目的。期間中のマイナ保険証利用率が2023（R5）年10月の利用率との比較で増加した医療機関等に対する支援。前半（2024（R6）年1～5月）と後半（2024（R6）年6～11月）それぞれの平均利用率・総利用件数に応じて支援額を決定。
- ・事務の概要：支払基金において、前半、後半の期間ごとに、医療機関の期間中の平均利用率と2023年10月の利用率を踏まえ支払い。（年2回、医療機関からの実績報告等は不要）

2023.10の利用率からの増加量	対象期間(2024.1～5) 支援単価	対象期間(2024.6～11) 支援単価
5 %pt以上	20円/件	-
10 %pt以上	40円/件	40円/件
20 %pt以上	60円/件	60円/件
30 %pt以上	80円/件	80円/件
40 %pt以上	100円/件	100円/件
50 %pt以上	120円/件	120円/件

<事務の概要>

